

令和元年度に実施した中央審査会受審者実績を基に感染防止主体の方策を検討し、ガイドライン策定に当っては、現状の審査規程に固執することなく、感染防止に主眼をおいた。従って、実施に際しては今回のガイドライン並びに実施要項を優先するものとする。

<方策策定の前提条件>

◎審査当日、会場地及び受審者対象地に「国の緊急事態宣言」が発出された場合、宣言の内容により当該審査会を中止する場合がある。代替審査会については別途検討するものとする。

1. 「三密回避」を第一とする。
2. 受審は各種別とも3回/年・人受審可能とする。
3. 審査毎に受審可能対象地連を指定する。(原則日帰り可能範囲地連に制限する)
4. 従来 of 定期審査、臨時審査の概念を無くし、受審者、審査委員、運営委員等にとってより感染機会の減少と効率化を図る。
5. 1会場/1射場で、同一日の審査会は最大3会場までとする。

(1) 「三密」対策

- ①受審者数は一射場 130名程度までとする。(日程は9時開始、16時30分終了を目標とする)
※1日1審査会場での終了を原則とし、受審者が130名程度を超える場合は会場を増やす。
- ②三密を避けるため[開会式・学科試験・矢渡・特別演武]は行わない。
(審査委員紹介は、当日会場にて掲示)
- ③学科試験は実施要項に課題を提示し、事前にレポートを提出する。
レポートは審査申込書とともに提出する。
- ④第二次審査対象の第一次通過者は休憩毎に発表し、合格者及び候補者は後日地連会長を通じて連絡する。
- ⑤立順の事前連絡により、弓道場への入館時間制限及び会場に応じた入館人数制限を行う。
(受審者は1時間毎に入館・受付を行い、行射終了後は速やかに退館・帰宅を促す。)
(控室が手狭な場合は会场外[含む、自家用車内等]で待機をしてもらう。)
- ⑥会場の換気には充分配慮し、入口や窓の開放を行う。
- ⑦観覧席(室)の使用は禁止する。
- ⑧対面交差・接触を避けるため、弓道場出入口は一方通行の動線を表示する。

(2) 「マスク」着用を原則とする

- ①受審者間の距離を充分(ソーシャルディスタンスを)とり、且つ受審者同士の会話は控える。
- ②行射前の第一控でマスクを外す。(行射時の危険防止、熱中症防止のため)
*外したマスクは各自がビニール袋に入れ、替弦と一緒に運営委員に渡し、退場時に受け取る。
- ③面接試験は審査委員、受審者ともにマスク着用とする。

(3) 「検温」・「消毒」の管理

- ①入館時に受付で「検温」を行う。平熱を超える発熱(おおむね37度5分以上)ならびに体調不良者は入館及び受審できない。この場合、受付担当は記録に残す。
- ②入館受付時、「咳」・「だるさ」等の体調状況の口答確認を行い、体調に異変がある場合は救護担当者に連絡し処置を仰ぐ。
- ③会場で手の触れる個所は、1時間毎(定期的)に消毒を行なう。
- ④出入口、トイレ、更衣室、控室、矢立箱、看的場等の要所には消毒液を常備する。

(4) 受審者制限・会場制限の検討

- ①交通利便性を考慮し、新幹線沿線都市を主体に開催する。
- ②受審者・審査委員共に日帰りを原則とするため、原則片道3時間以内の地域割とする。
- ③受審者が多く、会場を増やす必要ある場合は、会場毎に受審申込者対象地連を指定する。